

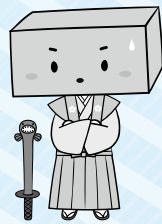


こい姫

ようかん右衛門、地図のサイト「おぎまっぷ」は活用してる？

まだござる。使い方がよく分からないでござる。

いろいろ便利なのよ。使い方を説明するわね！



ようかん右衛門

市内の地図情報が一目で分かる！

# おぎまっぷ

令和3年11月1日から運用がスタートした小城市の地図サイト「おぎまっぷ」では、公共施設の検索や道路網図、ハザードマップなどを地図情報として見ることができるなど、活用の幅が広がっています。令和5年からは、新たに都市計画情報マップ、文化財マップ、バス路線マップが加わりました。ここでは、マップの特徴や便利な使い方をご紹介します。

## おぎまっぷを開こう！

1 市ホームページを開きます



2 下にスクロールします



地図サービス

3 バナーをクリックすると「おぎまっぷ」が開きます



※掲載した画像は全てパソコンで表示したものです。

## 公共施設マップ

「公共施設マップ」は市内の公共施設、保育園や幼稚園などの子育て施設、病院などの医療機関が表示されるの。

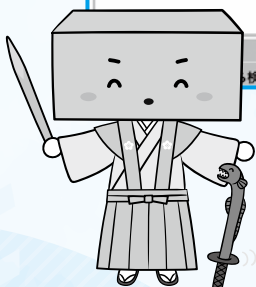


アイコンが出るから職場や学校から近い病院も分かりやすいでござるね！

施設をクリック！

詳細はこちら

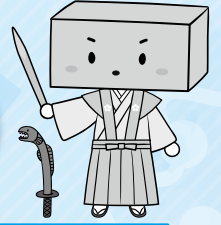
それに施設をクリックすると詳しい情報が出てくるのよ！





次は「ハザードマップ」よ。  
「洪水浸水想定区域」のチェックを入れると  
対象のエリアだけ表示することもできるの。

便利でござるね！  
避難所や家や学校、職場付近の  
水位をチェックするでござる。



## ハザードマップ



避難所をチェック！



避難所



水位をチェック！

よく使う道や通勤・通学路も、  
より安全なルート調べてみてね♪



## 下水道マップ



「下水道マップ」では小城市下水道事業  
全体計画図が表示されているの。

「道路・河川管理マップ」では市道や林道などの  
細かい路線や河川の名称が分かるのよ。



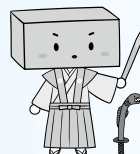
## 道路・河川管理マップ



道や川に沿った矢印線を  
クリックしてみて！

道や川の名前がすぐに  
分かるでござるな！

いろいろな地図が  
あるでござるな。



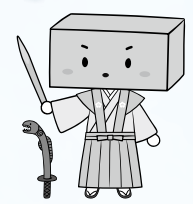
### 都市計画情報マップ



建物の建ぺい率や容積率など、都市計画の情報が分かるのよ!



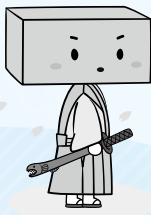
いろいろな情報が一目で分かるでござるな。



### 文化財マップ



まち歩き参考になるでござる!

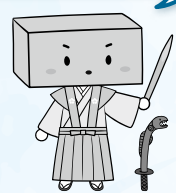


埋蔵文化財や指定文化財の位置情報やいつの時代のものかなど、詳細な情報もまとめてあって便利なの。

### バス路線マップ



路線バスだけでなく、巡回バスや乗合タクシーの情報も載っているでござるよ!



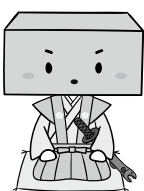
住所を入力すると、近くを走るバスの路線やバス停が表示されるのよ。



スマートフォンでも見られるし、いろいろ使ってみてね。



使うでござる!



小城市ホームページから

おぎまっぷ

検索

※二次元コードからは、市ホームページを経由することなく、「おぎまっぷ」が開きます。





## 避難情報（警戒レベル）の変更について

警戒レベル

4

# 避難指示で必ず避難

## 避難勧告は廃止です（令和3年5月20日～）

警戒レベル	新たな避難情報など	
5	災害発生 または切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1
<b>〈警戒レベル4までに必ず避難！〉</b>		
4	災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	気象状況 悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

これまでの避難情報など

**災害発生情報**  
(発生を確認したときに発令)

- ・避難指示（緊急）
- ・避難勧告

**避難準備・  
高齢者等避難開始**

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5 緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されています。**  
**警戒レベル4 避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障がいのある人は、  
警戒レベル3 高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

出典：内閣府ホームページ ([http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3\\_hinanjouhou\\_guideline/#containe](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/#containe))

# 小城町の拠点避難所の変更を継続します

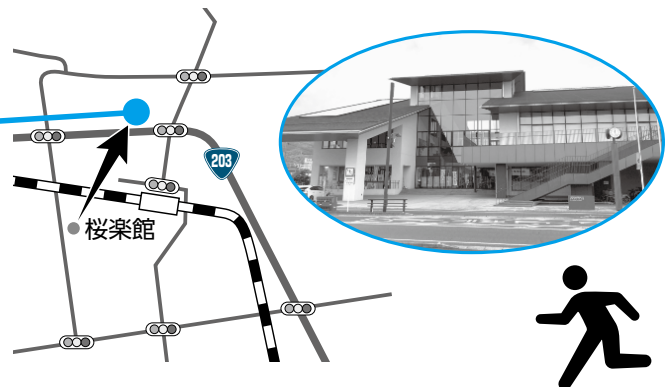
令和4年度に引き続き、令和6年3月31日(予定)まで拠点避難所を桜楽館から「ゆめぷらっと小城」へ変更します。

拠点避難所とは、自主避難ができるよう早めに開設する避難所で、各町に1カ所指定しています。

災害の程度、箇所および避難所の被災状況を見て避難所を選定し、開設します。開設時には、防災行政無線での放送や市ホームページ、防災メール、小城市情報アプリ「おぎおぎOgiOgi」でお知らせしますのでご確認ください。

## 拠点避難所

小城町	<b>ゆめぷらっと小城</b>
三日月町	ドゥイング三日月
牛津町	牛津公民館
芦刈町	ひまわり

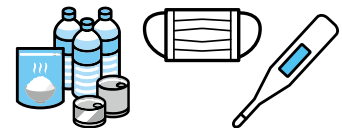


## 災害時の避難(避難所)について

災害時の避難所は、避難者が「密集」「密接」するケースが多いため、感染症対策として以下の点について市民の皆さんのご協力をお願いします。

💡避難する場合は、感染リスク軽減のため、次のものをご持参ください💡

- マスク
- 体温計
- 水
- 食料
- スリッパ(上履き)
- 筆記用具
- 毛布
- その他、各自必要なもの



### 独自の避難計画(マイプラン)の作成をお願いします

#### 分散避難

安全な場所に住んでいる親せきや友人、知人宅などへの避難もご検討ください。

#### 在宅避難

川の近くや低い土地で浸水の危険がある場所に住んでいない人は、自宅に留まる在宅避難(2階などに避難する垂直避難)などもご検討ください。

#### 車両避難

避難所施設に入らず、車の中で避難することも、他人との接触をさける1つの方法です。

### いざというときに備える避難計画(マイプラン)

大雨・台風だけでなく地震、津波などさまざまな災害を想定し、いざというときに備えましょう。

災害が想定される場合に家族でどのような行動をするか、避難計画(マイプラン)を考えてみましょう。

## 避難に関する

# Q & A



**Q1** 自分が住んでいる町にある避難所に避難しなければなりませんか？

**A1** その時に開設している避難所であれば、市内のどの避難所に避難されても構いません。

**Q2** 避難する場合は必ず避難所に避難するべきでしょうか？

**A2** 避難とは「難」から逃れ、自らの命を守ることです。安全な場所に住んでいる親せきや友人、知人宅などへの避難や、川の近くや低い土地で浸水の危険がある場所に住んでいない人は、自宅に留まる在宅避難（2階などに避難する垂直避難）も避難となります。

**Q3** 災害に備え、日頃からできることはありますか？

**A3** ①ハザードマップで自分の家や周辺にどのような災害リスクがあるか確認する。  
②独自の避難計画（マイプラン）を作成する。  
③水や食料などを備蓄しておく。  
などが挙げられます。



◀ お配りしているハザードマップを、ぜひご活用ください。

小城市の地図サイト「おぎまっぷ」からも確認できます。



問 防災対策課（西館2階）  
【担当】野田・川原田 ☎37・6119

## 河川等モニタリングカメラを活用しましょう

市内の河川や排水機場を中心に、緊急時などの対応を支援するためのモニタリングカメラを設置しています。

市ホームページの画面右側にある「小城市水害監視カメラ」のバナーをクリックしてください。ページ内の「河川カメラ一覧画面」で、現在の河川などの状況を確認することができます。

また、地図上のポイントを押すと、モニタリングカメラ設置箇所の拡大画面に切り替わります。

スマートフォンでも動画を見ることができます



二次元コードを読み取ってください。

〔市ホームページ〕



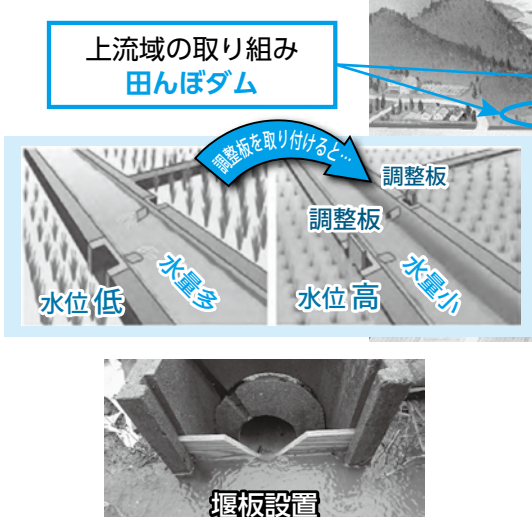
動画での確認はバナーをクリックしてください

問 建設課（東館1階）【担当】塚元・永淵 ☎37・6120

## 皆さんの協力で浸水被害の軽減に取り組んでいます

田んぼダムは、上流域の農業者の人々のご協力により、下流域の浸水軽減に取り組むものです。下流域の農業者の人々もクリークの事前放流に取り組まれており、地域全体の取り組みが浸水軽減につながっています。

**上流域の取り組み**  
田んぼダム



調整板を取り付けると...

調整板

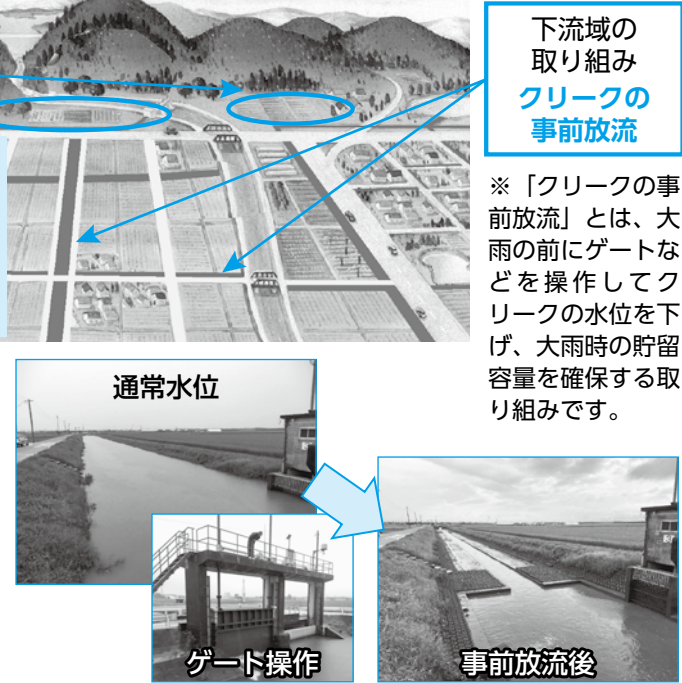
水位低 水量多

水位高 水量少

堰板設置

**下流域の取り組み**  
クリークの事前放流

※「クリークの事前放流」とは、大雨の前にゲートなどを操作してクリークの水位を下げ、大雨時の貯留容量を確保する取り組みです。



通常水位

ゲート操作

事前放流後

※「田んぼダム」とは、田んぼの排水口に切り欠きを入った堰板を設置し、大雨時に田んぼからの水の流出を抑制するもので、一時的に雨水を貯め、排水路などの急激な水位上昇を防ぎます。

## 大雨に備えて

### 防災ネットあんあんアプリ誕生！



詳細はコチラ

河川や県道などの状況、浸水状況などが確認できます。

問 佐賀県 危機管理防災課 ☎25・7362

佐賀地方気象台




特設ページ キキクル  
(佐賀地方気象台) (気象庁)  
(ホームページ) (ホームページ)

大雨・洪水警報の危険度分布

大雨災害から大切な命を守ろう！

ゴロー はれるん かつちゃん

佐賀地方気象台では、大雨の災害リスクの高まりを伝える『キキクル』（警報の危険度分布）のアニメーション動画を特設ページで公開しています。ぜひご覧ください！

※はれるんは、気象庁のマスコットキャラクターです。  
ゴローとかつちゃんは、佐賀地方気象台のオリジナルキャラクターです。

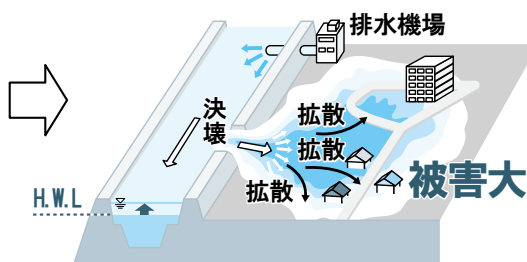
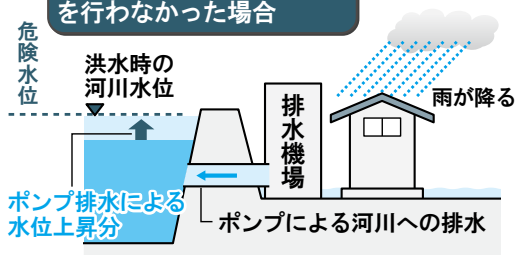
堤防決壊などによる甚大な被害を回避するために！

# ポンプの運転調整を行います

## ポンプの運転調整とは？

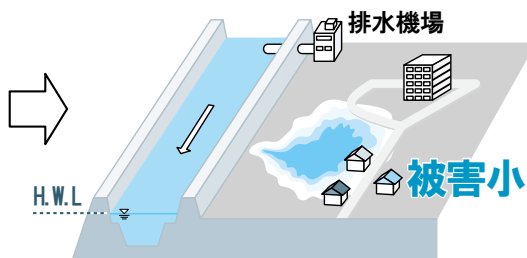
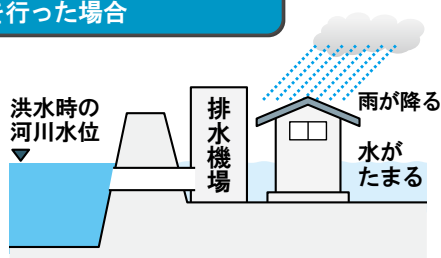
堤防の決壊や越水による六角川・牛津川の河川の氾濫による災害を防止するため、排水ポンプの運転を停止することです。

### 洪水時にポンプの運転調整を行わなかった場合



河川の水位が高くなり、決壊や越水による危険度が高くなります。

### 洪水時にポンプの運転調整を行った場合



河川の水位上昇を抑制するため、ポンプを一時的に停止し、内水排水を規制します。

洪水時は、雨が降ることにより河川の水位が上昇し、堤防が耐えられる最高の水位（H.W.L）を超えると、決壊・越水が生じ地域にとって壊滅的な被害を招く恐れがあります。このような状況を回避するために、ポンプの運転調整を実施します。

ハイウォーターレベル

### H.W.L.とは…

堤防が耐えられる最高の水位。

河川の水位がH.W.Lを超えると堤防が決壊したり、あふれたりする危険があります。



### 牛津川の水位がH.W.Lを超えた際の状況



牛津川（牛津出張所前）7k840右岸付近（令和3年8月14日 7時25分頃）

六角川・牛津川は、流域でポンプ排水量約360m<sup>3</sup>/sの排水機場が整備されており、洪水時による河川水位への影響は無視できないものとなっています。このため、河川氾濫による甚大な洪水被害を回避するため、最終的な手段としてやむを得ず実施するものです。六角川流域ではこれまで平成21年7月、平成24年7月、平成30年7月、令和元年8月および令和3年8月に運転調整を実施してきました。



## 【ポンプ運転を停止する条件】

- 条件① 各排水機場地点で六角川・牛津川の河川の水位（外水位）がH.W.Lを超えた場合
- 条件② 各排水機場の下流地点において、六角川・牛津川の河川の水位（外水位）がH.W.Lに達した場合
- 条件③ 各排水機場の下流地点において、堤防の決壊、越水、漏水など重大な災害が発生する恐れがある場合

## 【ポンプ運転を再開する条件】

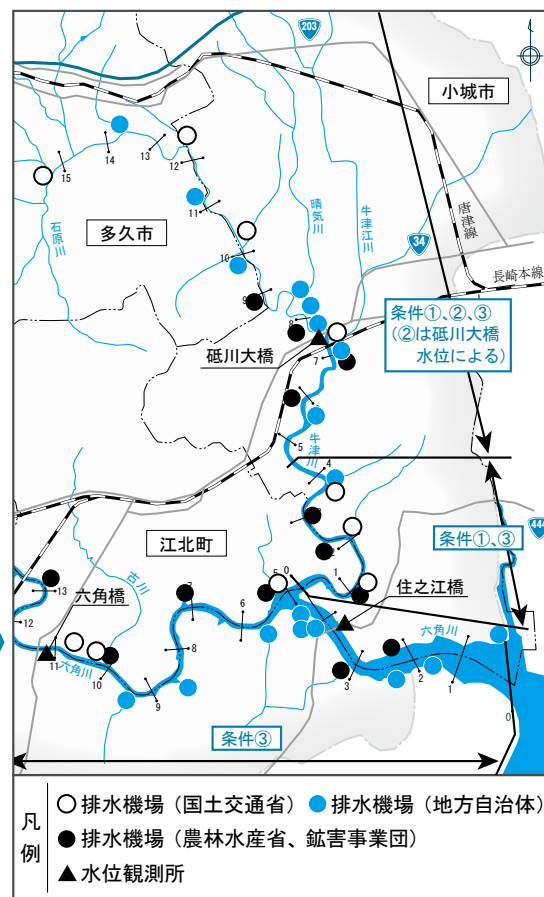
雨域や潮位の影響から、増水の恐れがないと思われるとき

地域によって条件が異なります 図をご確認ください！

- 問・建設課（東館1階）【担当】池田・塚元 ☎37・6120
- ・国土交通省 九州地方整備局  
武雄河川事務所 管理課  
☎0954・23・5151
- 武雄河川事務所  
ホームページ▶



## 排水機場位置図および運転調整の判断基準となる水位観測所



## 緊急的に牛津川の治水対策を進めています

牛津川では令和元年8月に発生した洪水において、堤防からの越水や排水ポンプの運転調整が必要となり、大規模な浸水被害が発生しました。

そこで、現在、武雄河川事務所では令和元年8月洪水への対応として、緊急的に治水対策を進めています。

小城市を流れる牛津川では、次の3つの対策を予定しており、令和6年度完了を目標としています。

- ①河川内の掘削
- ②牛津川遊水地の整備（洪水の一部を一時的に貯留する施設）
- ③堤防の整備（川幅を広げる）

この治水対策を行うことで、令和元年8月洪水と同じ規模の洪水が発生した場合でも、堤防からの越水を防ぎ、安全に洪水を流下させ、排水ポンプの運転調整の回避を図ります。

- 問・建設課（東館1階）【担当】池田・永ノ間 ☎37・6120
- ・国土交通省 九州地方整備局 武雄河川事務所 流域治水課 ☎0954・23・5151



武雄河川事務所  
ホームページ



## 小城市民 1日合同相談所

小城市ホームページから  
1日合同相談所 検索

① 総務課 (西館2階) [担当] 古賀・梅木 ☎37・6112  
・総務省佐賀行政監視行政相談センター ☎22・2651

### 相談料

無料 (先着順)

### 場所

小城市役所  
西館2階 大会議室

### 日時

7月11日(火)  
10時～15時

各種相談窓口が市役所に集まって1日合同相談所を開設します。

### 相談内容

行政相談、法律相談、登記相談、年金相談などを予定しています。

### 相談時間

1人おおむね30分以内



## 夏の交通安全県民運動

① 防災対策課 (西館2階)  
[担当] 野田・真子 ☎37・6119

### 期間

7月12日(水)～21日(金)

この期間中は、下記の項目を重点目標に交通安全運動を行います。皆さん一人一人が交通事故の防止に心掛けましょう。

「やめよう！佐賀のよからうもん運転」をスローガンに「夏の交通安全県民運動」が実施されます。



**地域(佐賀県)重点**  
携帯電話使用をはじめとした「よからうもん運転」の根絶

## 利用していない土地を売却した場合の長期譲渡所得の特別控除措置の延長

小城市ホームページから  
低未利用土地 検索

① 都市計画課 (東館1階) [担当] 土井・鮎川 ☎37・6121

「低未利用土地の適切な利用・管理を促進するための特例措置」の適用期間が延長されました。

### (特例措置の概要)

#### 個人が

- ・都市計画区域内(小城市は全域)において、譲渡価格が500万円以下<sup>①</sup>の一定の要件を満たす
- ・5年を超える所有期間の低未利用土地等を譲渡した場合に、
- ・個人の長期譲渡所得から100万円が控除されるものです。

※譲渡後に具体的な利用予定・計画があることが必要です。

### 低未利用土地とは

具体的には、(1)空き地や(2)空き家・空き店舗が存在する土地です。低未利用土地の要件、申請書の様式など詳細については、市ホームページまたは都市計画課までお問い合わせください。

### 適用対象期間

令和2年7月1日～令和7年12月31日の土地の譲渡

### 手続きの流れ

- ① 売主(または仲介業者など)が市へ確認書の交付を申請
- ② 市が確認を実施し、確認書を交付(1～2週間ほど審査に時間がかかります)
- ③ 税務署で確定申告(確認書を提出)

※市では、低未利用土地の確認書の交付を行います。特例措置を受けることができることを確認するものではありません。また、税務署での申告が必要ですよ。

申告についてのお問い合わせは、佐賀税務署(☎32・7511)までお願いいたします。

## マイナンバーカード・マイナポイントの時間外手続きのお知らせ

小城市ホームページから

マイナンバーカード 検索

マイナポイント 検索

- ① 問 ① マイナンバーカード…市民課 (西館1階) 【担当】 嘉村・前田 ☎37・6100  
 ・マイナポイント…企画政策課 (西館2階) 【担当】 森・久保田 ☎37・6115

平日の開庁時間内に来庁できない人のために、時間外窓口を開設します。

## 〈7月平日〉

開設日 毎週木曜日

開設時間 17時15分～19時

※当日17時までには電話での予約が必ずです。

## 〈7月日曜日〉

開設日 9日(日)、23日(日)

開設時間 9時～12時

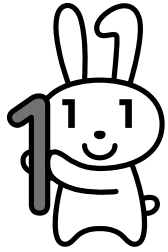
## 〈共通事項〉

## 開設場所

市民課 (出張所を除く)

## 取扱業務

- ・マイナンバーカードの申請・交付
- ※顔写真の無料撮影サービスを行っています。
- ・電子証明書の発行・更新
- ・暗証番号の変更・再設定
- ・マイナポイントの申込支援



マイナンバーカードの受け取りは、申請者本人の来庁が必要です。

ただし、左記の人で、病気、身体の障がいなどやむを得ない理由により来庁が困難であると認められる場合は、代理人のみの来庁で受け取ることができず。

- ① 病気・身体の障がい
- ② 成年被後見人
- ③ 被保佐人および被補助人
- ④ 中学生、小学生および未就学児
- ⑤ 75歳以上の高齢者
- ⑥ 長期入院者
- ⑦ 身体以外の障がいのある人
- ⑧ 施設入所者
- ⑨ 要介護、要支援認定者
- ⑩ 妊婦
- ⑪ 長期 (国内外) 出張者、長期に渡航する船員など
- ⑫ 海外留学している人
- ⑬ 高校生、高専生

申請者本人や代理人の顔写真付きの身分証明書などのほか、申請者本人が来庁できない理由を証明する資料を提出していただく必要があります。詳細は、市民課までお問い合わせください。

## 行政相談委員が委嘱されました

① 問 総務課 (西館2階) 【担当】 古賀・貞松 ☎37・6112



▲原田さん

なお、3月末で退任された3人には、総務大臣から感謝状が贈呈されました。

原田繁美さん、西村清孝さんは10年間、中野淳二さんは2年間にわたり、行政相談委員としてさまざまな相談に対応されてきました。

いまむらひろゆき  
今村洋行委員  
(新任)ふるかわよしみつ  
古川吉光委員  
(再任)

令和5年4月1日付で総務大臣から委嘱された行政相談委員は、次の2人です。

委員氏名

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ

問 国保年金課（西館1階）【担当】満岡・森永 ☎37・6101

～新しい保険証を7月18日（火）から順次発送します！～



佐賀県 有効期限 令和6年 7月31日  
国民健康保険 被保険者証 記号 番号 枝番  
氏名 小城 一郎  
生年月日 昭和29年 1月11日 性別 男  
適用年月日 平成26年 4月 1日  
交付年月日 令和5年 8月 1日  
世帯主氏名 小城 一郎  
住所 小城市三日町長神田2312番地2  
保険者番号 410084 交付者名 小城市

見本

現在お持ちの保険証の

有効期限は**7月31日（月）**です

新しい保険証は、7月中に【簡易書留】でお届けしますので、8月以降にご使用ください。保険証の色は左記のように変わります。期限が切れた保険証は、裁断するなどして破棄してください。

《お願い》

新しい保険証が届いたら、住所・氏名・性別・生年月日の確認をお願いします。記載内容に誤りがある場合は、ご連絡ください。

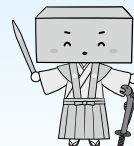
各種保険証	旧	新
国保	桃色	うぐいす色
後期高齢	オレンジ色	水色

### あなたは2つの保険資格(国民健康保険と社会保険など)を持っていませんか？

社会保険や建設国保などの加入・喪失手続きは、会社が行いますが、国民健康保険の加入・喪失手続きは自分で行わなければいけません！

手続きをしないと、社会保険料と国保税を二重に支払うことになります。右記のものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

- ・新たに加入した健康保険の保険証（全員分）
- ・国民健康保険証
- ・マイナンバーが分かるもの（世帯主および喪失者分のマイナンバーカードなど）
- ・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）



### ～医療費が高額になりそうなとき～

入院や高額な外来を受診するときに「限度額適用認定証」を医療機関に提示した場合は、窓口負担が自己負担限度額までになります。ただし、マイナンバーカードを保険証として利用し、限度額情報の提供に同意した場合は、限度額認定証の提示は必要ありません。

※限度額は、世帯の所得によって異なります。

※70歳以上の人は、世帯によって限度額適用認定証を必要としない場合があります。

※限度額適用認定証の有効期限は、保険証の有効期限と同じです。

#### 国民健康保険

8月以降に限度額適用認定証を利用される人は、8月以降に手続きが必要です。身分証明書、保険証、マイナンバーが分かるものを持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

※国保税に滞納がある場合は発行できません。

#### 後期高齢者医療

現在、限度額適用認定証をお持ちの人で、8月以降も負担区分に変更がなければ、新しい認定証を保険証と一緒に7月中に送付します。

※現在お持ちでない人で、対象の人は、申請により交付を行います。対象者の保険証、マイナンバーが分かるもの、申請者（記入される人）の身分証明書を持参し、国保年金課で手続きを行ってください。

# 国民年金保険料免除・納付猶予制度をご活用ください

問 申 国保年金課 (西館1階) 【担当】 中野・定松 ☎37・6101

保険料(令和5年度の保険料は月額16,520円)を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。  
 ※国民年金保険料を未納のまま放置すると年金を受給できない場合があります。

## ① 全額免除・一部免除申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が全額免除または一部免除になります。

## ② 納付猶予申請

50歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

## ③ 学生納付特例申請

特例が認められた学校(大学・短大・専門学校など)の学生で本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

※①～③は、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請することができですが、申請が遅れると、万が一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合があります。

免除と未納の違い				
	全額免除	一部免除※	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族基礎年金の受給資格期間への算入	あり	あり	あり	なし
老齢基礎年金の受給資格期間への算入	あり	あり	あり	なし
老齢基礎年金の年金額に反映	あり	あり	なし	なし

※一部免除は、一部免除保険料を納付しなければ未納扱いとなります。

## 申請に必要なもの

《上記①②を申請する人》

- ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)

※令和4年中の所得が未申告の人は申請の受付ができない場合があります。

その際は所得の申告を終えてからの受付となります。

(申請者の配偶者や世帯主が未申告の場合も同様です)

《上記③を申請する人》

- ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・学生証の写しまたは在学証明書

令和5年7月～令和6年6月分の国民年金保険料免除などの申請受付を、**7月3日(月)**から始めます。



## 退職(失業)時の

### 特例免除制度

免除などの申請をする年度または前年度に退職(失業)した人は「特例免除制度」を利用できます。

ただし、退職された人以外に一定以上の所得があるときは免除などが認められないことがあります。

### 特例免除申請に必要なもの

- ・離職票または雇用保険受給資格者証(ハローワーク発行)の写し。
- ・印かん(朱肉を使うもの)

※公務員は退職辞令の写しで可。

# 65歳以上の皆様へ 令和5年度の介護保険料が決まります

小城市ホームページから  
介護保険 検索

問申・高齢障がい支援課 (西館1階) 【担当】大岡・井上 ☎37・6108  
・佐賀中部広域連合 業務課 ☎40・1135

65歳以上の人の令和5年度の介護保険料は、すでに4月から仮徴収をさせていただいていますが、令和5年度の年額保険料は、6月に確定した住民税の課税状況などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付します。納め方は特別徴収と普通徴収に分かれます。

## 特別徴収(年金天引き)

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給されている人は、原則年金から天引きされます。

4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料額は仮徴収額です。今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きさせていただきます。

なお、新たに65歳になられた人、佐賀中部広域外から転入された人などは、約6カ月後から年金天引き開始となります。

## 普通徴収(口座振替・納付書)

特別徴収以外の人は、口座振替または納付書で納付していただきます。

4月から7月までは仮に算定された保険料額の徴収となりますので、今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月までの8回に分けて納付していただきます。

納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。

## 低所得者の人に対する介護保険料の減免について

7月下旬から申請の受付をします。

### 対象となる人

#### (次の全てに該当する人)

- 令和5年度の介護保険料段階が第2段階または第3段階の人

- 世帯の令和4年中の収入の合計額が88万円以下の人  
(世帯員が一人増えるごとに41万円加算)

- 住民税課税者と生計をともにしておらず、住民税課税者に扶養されていない人(健康保険の扶養も含む)

- 世帯全員の預貯金の合計が180万円以下の人  
(預貯金には、国債・生命保険の返戻金なども含む)

- 居住用以外の不動産を活用しても生活が困窮の人

### 申請に必要な書類

- 令和5年度納入通知書(7月下旬頃送付)

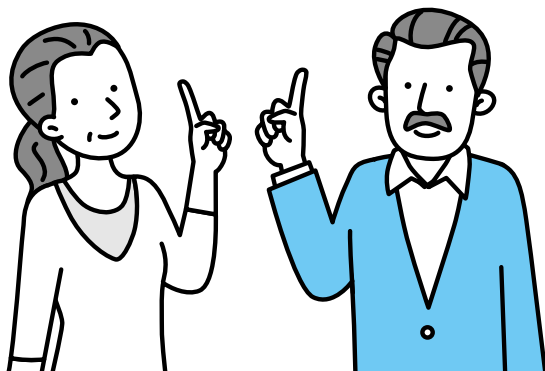
- 令和4年中の収入が分かる書類(確定申告書・市(町)県民税申告書・給与の源泉徴収票など)

- 健康保険証
- 預金通帳、固定資産税課税明細書など

### 減免額

減免が承認された場合は、申請月以降の保険料を第1段階と同額の保険料に減額します。

ただし、8月末までに申請された場合に限り4月にさかのぼって保険料を減額します。



災害、失業、長期入院など特別な事情により介護保険料の納付が困難となられた人への減免については、佐賀中部広域連合業務課(☎40・1135)で随時ご相談を受け付けています。

# がん患者アピアランスケア助成金のご案内

小城市ホームページから  
アピアランスケア 検索

問① 健康増進課 (西館1階) 【担当】 古川・古賀 ☎37・6106

市では、がん患者の皆さんが、治療に伴うアピアランス(外見)上の変化をカバーし、安心して療養生活や社会参加に取り組むための一助となるよう、医療用補正具の購入費用の一部を助成します。

## 助成の対象となる人

次の全ての要件を満たす人

- ① 申請日において小城市に住民票がある人
- ② がんに係る治療を現に受けている、または過去に受けていた人
- ③ がんの治療に伴う脱毛、または乳房の切除により、医療用補正具を購入している人
- ④ 当該年度において、他の自治体から同種の助成などを受けていない人

## 助成対象経費

- 令和4年4月1日以降に購入した次のもの
  - ① 医療用ウィッグ
  - ② 胸部補正具
- ※本体に含まれない付属品

およびケア用品は対象になりません。

## 助成金額

購入費用の2分の1  
(上限2万円)

※1円未満は切り捨て。

## 助成回数

医療用ウィッグ、胸部補正具それぞれにつき、1年度に1回

申請期限 購入日の翌日から1年以内

## 必要書類

- ① 申請書(健康増進課窓口を設置。市ホームページからダウンロード可)
- ② がんに係る治療を受けている、または過去に受けたことを証明する書類
- ③ 医療用補正具を購入した領収書(原本)
- ※日付、宛名、購入金額、商品名が記載されているもの。
- ④ 申請者の身分証明書(健康保険証、運転免許証など)
- ⑤ 振込先口座の通帳の写し
- ⑥ 印かん(朱肉を使うもの)

# 令和5年度 市営住宅入居予備者を募集します

小城市ホームページから  
市営住宅 募集 検索

問① 定住推進課 (東館1階) 【担当】 南里・秋吉 ☎37・6150

## 入居予備者募集団地

- ・西新町団地  
(小城町3DK・2DK)
- ・牛津団地  
(牛津町3DK・2LDK)

入居予備者(空き室待ち)登録後、空き室が発生した場合に、抽選会で決定した番号の早い人から順に入居案内をします。

## 資料および申請書配布

7月3日(月)から定住推進課および市民課各出張所窓口で配布します。

※市ホームページからもダウンロードできます。

## 受付期間・場所

- ・7月5日(水)～18日(火)
  - 8時30分～17時15分
  - (土・日・祝日を除く)
- 定住推進課

## 注意事項

市営住宅は、持ち家や一定以上所得のある人の申請は受付できません。また、

小城市営住宅条例に定める入居資格が必要です。入居資格などの詳細は、配布資料や市ホームページでご確認ください。

## 抽選会日時・場所

### (2団地分)

- ・8月3日(木)
- 9時30分～11時(予定)
- ・小城市役所 西館2階216会議室



▲市営牛津団地 (牛津町)



▲市営西新町団地 (小城町)

小城市ホームページから  
母子保健推進員 検索

## 母子保健推進員が地域で活動されています

【問】健康増進課（西館1階）  
【担当】淵上・石井 ☎37・6106



(小城市18人、三日月町18人、  
牛津町16人、芦刈町8人)

**母子保健推進員とは**  
地域の子育て世代を応援し、乳幼児の健やかな成長を助けるお手伝いをしています。小城市では現在60人が活動しています。

**主な活動内容**

- ① 妊婦さん訪問
- ② こんには 赤ちゃん訪問
- ③ 乳幼児健診や育児サークルなどでの託児
- ④ 研修会や会議の参加など

**次の地区の母子保健推進員を募集しています**

・江津ケ里（牛津町）  
興味がある人はご連絡ください。

## イベント開催団体を募集します

【問】文化課（桜城館2階）  
【担当】下川・麻生 ☎73・8809

高度な芸術鑑賞への参加を通じて感性を磨き、多くの人に日頃味わえない感動や刺激を体験してもらいませんか。  
実施をしていただける団体を募集します。  
（過去の実績…コンサートなど。プロに準じた団体・個人が対象）  
開催委託料 7万6千円以内

**募集期限** 7月末  
**実施時期** 8月～令和6年2月末日  
※応募には、開催内容が明記されている書類を提示してください。  
※応募内容の中から、文化課で検討させていただきますのでご了承ください。

小城市ホームページから  
入札結果の公表 検索

## 入札結果を公表します

【問】財政課（西館2階）【担当】古賀・辻田 ☎37・6117

(5月入札分で予定価格が1,000万円を超えるもの)

(単位：円、%)

工事名等	指名業者等	落札業者	落札決定額 (うち消費税相当額)	予定価格 (うち消費税相当額)	落札率	入札執行課
令和5年度 満神鉱害ポンプ排水施設維持管理事業 3号、4号ポンプ設備等改修工事	(株)西島製作所 佐賀支店、(株)ミゾタ	(株)西島製作所 佐賀支店	251,900,000 (22,900,000)	261,723,000 (23,793,000)	96.25	財政課 ☎37・6117
令和5年度 芦刈特定環境保全公共下水道事業 舎人第1号管渠布設工事	西岡建設(株)、(株)大義建設、(株)城南建設、(株)政工務店、(株)エグチ・ビルド、(株)久保建設、(株)下村建設、岡本建設(株)、(株)中島工務店	西岡建設(株)	35,310,000 (3,210,000)	35,860,000 (3,260,000)	98.47	
令和5年度 芦刈特定環境保全公共下水道事業 小路第1号管渠布設工事	(株)久保建設、(株)下村建設、岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)下村建設	91,630,000 (8,330,000)	93,467,000 (8,497,000)	98.03	
令和5年度 橋りょう補修事業 西水練ケ里3号橋他橋りょう補修工事	(株)大義建設、(株)城南建設、(株)政工務店、(株)下村建設、岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)下村建設	16,390,000 (1,490,000)	16,775,000 (1,525,000)	97.70	
令和5年度 小城公共下水道事業 第1号調査設計業務	九州技術開発(株)、(株)トップコンサルタント、(株)親和コンサルタント、(株)九州構造設計、(株)有明エンジニアリング、九州水工設計(株)、(株)エクセルコンサルタント、新栄地研(株)、西日本総合コンサルタント(株)	(株)九州構造設計	12,870,000 (1,170,000)	13,937,000 (1,267,000)	92.34	
令和5年度 小城公共下水道事業 第2号調査設計測量業務	(株)エクセルコンサルタント、新栄地研(株)、西日本総合コンサルタント(株)	(株)トップコンサルタント	12,980,000 (1,180,000)	14,047,000 (1,277,000)	92.40	
令和5年度 体育施設管理事業 芦刈文化体育館西側駐車場舗装工事	(株)城南建設、(株)政工務店、岡本建設(株)、(株)中島工務店	(株)城南建設	14,905,000 (1,355,000)	15,653,000 (1,423,000)	95.22	

※入札結果は、市ホームページでも公表しています。





「合理的配慮」ってなに？

社会教育指導員

八頭司美和

「合理的配慮」という言葉をご存じでしょうか。少しずつ関心は高まってきているようですが、まだまだこの言葉に馴染みがなく、イメージが湧かないという人も多いのではないのでしょうか。

合理的配慮とは、障がいがある人が地域社会で活動する上で、直面する困難や障壁をできる限り取り除いていこうとすることです。

例えば、誰にでも得意なことや苦手なことがある中で、地域の人々と同じ方法や同じペースでは対応や理解が難しい場合もあります。

そのようなときは、周りの環境を整え、その人に合った適切なサポートをすることで、これまでできなかったことが

できるようになったり、社会活動に参加できるようになったりします。

すなわち、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが過ごしやすい社会を実現するためにとても大切なことなのです。

学校生活や働いていく上で、特定の個性や心身の症状を持っている人にとっても、生きづらい状況がまだまだ残っているのが現状です。そうした困難がある人と周りの人たちが対話を重ね、人々のつながりや場面に応じた合理的配慮について考え、取り組んでいった先に誰もが過ごしやすい社会があるのではないのでしょうか。

日常生活の中で身近な人への「合理的配慮」について考えてみませんか。



問 人権・同和対策室 (西館1階) 【担当】 森永・本村 ☎37・6136



ゆめぷらっと  
インフォメーション

まちの元気塾

「～ドライフラワーで作る～ミニオブジェ教室」

日時 ▶ 7月9日(日) ①12時～13時  
②13時30分～14時30分  
③15時～16時

場所 ▶ 1階 ギャラリー 定員 ▶ 各回5人(18歳以上対象)

参加費 ▶ 500円 ワークショップ指導 ▶ 古賀百葉さん

問 ▶ ゆめぷらっと小城 ☎37・6601

まちの元気塾「小城暮らしの保健室」

日時 ▶ 7月11日(火)  
10時～12時

ミニ講座  
「ケアマネジャーのお話」

7月22日(土)  
13時～15時

時間 ▶ 10時～11時  
講師 ▶ ケアマネジャー 牧瀬さん

場所 ▶ 1階 研修室 定員 ▶ 各20人程度 参加費 ▶ 無料

問 ▶ ひらまつ病院内 事務管理室 ☎37・1040

まちの元気塾 健康教室249 西九州大学 小城キャンパス  
「いざというときの救命救急」

気をつけたい！

命にかかわる病気の予防と一次救命救急のポイント

命にかかわる病気とその予防方法について、クイズ形式で学んだあと、一次救命救急のポイントについて学びます。子どもから大人まで参加できます。ご家族での参加も大歓迎です。どうぞお気軽にご参加ください。

日時 ▶ 7月26日(水) 13時～15時

- 12時30分～ 開場、受付
- 13時～ 病気についての講話(研修室)
- 13時30分～ 移動、休憩
- 13時45分～ 救命救急のポイント(大会議室)
- 15時 終了、解散

場所 ▶ 1階 研修室、大会議室 ※受付は研修室にて行います。

定員 ▶ 30人(小学生以下保護者同伴) 参加費 ▶ 無料

持参品 ▶ タオル、飲み物  
動きやすい服装(パンツスタイル)で、ご参加ください。

講師 ▶ 西九州大学 看護学部 看護学科 大塚和良さん・滝麻衣さん

問 ▶ ゆめぷらっと小城 ☎37・6601

西九州大学 小城キャンパス 看護学部 看護学科  
☎37・0246(担当:滝)

小城市まちなか市民交流プラザ

ゆめぷらっと小城 小城町253番地21 ☎37・6601 開館時間 / 8時30分～22時

ゆめぷらっと小城 検索